

## 社会福祉法人やすらぎ会行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日～令和10年1月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業（出生時育児休業含む）制度の取得率を  
0%→30%にする。

〈対策〉

- 令和5年 1月～ 休業の取得の方法や、保険料等免除等に関する事、給付金に関する事の周知資料を作成する。  
所属長や職員への周知を行う。
- 令和5年 3月～ 職員等への周知を強化すると共に、対象職員には書面資料にて説明し、休業取得の有無も書面で確認する。